

平成 2 3 年 1 月 1 7 日 開 会

平成 2 3 年 1 月 1 7 日 閉 会

平 成 2 3 年

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 2 3 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 2 号

平成 2 3 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 3 年 1 月 7 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 1 . 期 日 平成 2 3 年 1 月 1 7 日 (月)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場
- 3 . 付議事項
 - (1) 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について)
 - (2) 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について)
 - (3) 小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例について
 - (4) 平成 22 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 6 号)

開 会 平成 2 3 年 1 月 1 7 日 (月曜日)

閉 会 平成 2 3 年 1 月 1 7 日 (月曜日)

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	1月17日		
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	中 桐 久 志			
企 画 財 政 課 長	松 本 篤			
税 務 課 長	松 尾 俊 男			
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章			
保 健 事 業 課 長	村 口 佐 吉			
介 護 事 業 課 長	(代)堀内宏美			
環 境 衛 生 課 長	平 井 俊 秀			
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明			
才 り - ブ 課 長	中 塚 昭 仁			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬			
社 会 教 育 課 長	大 下 淳			
介護老人保健施設事務長	(代)堀内宏美			
病 院 事 務 長	莊 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 空 林 志 郎

議事日程

別紙のとおり

平成23年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

平成23年1月17日(月)午後1時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第4 報告第2号 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第5 議案第1号 小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例について
(町長提出)
- 第6 議案第2号 平成22年度小豆島町一般会計補正予算(第6号) (町長提出)

開会 午後1時00分

議長（秋長正幸君） 皆さんこんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る1月12日に開催しました議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。塩田町長。

町長（塩田幸雄君） 新年明けましておめでとうございます。

本日、小豆島町議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席を賜り深く感謝申し上げますとともに、本年も引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

年末に発表されました平成22年国勢調査の速報によりますと、小豆郡の人口は3万1,277人、平成17年の前回調査と比較して7.1%、実に2,400人近い減少となりました。人口の減少、少子・高齢化が急速に進む中で、小豆島が元気であり続けるために、福祉、教育、産業振興や交通問題など多くの課題に対して、島は一つの視点に立って考え行動する必要性を痛感するところであります。

本年は「八日目の蝉」の全国ロードショーや、来年の木下恵介監督生誕100周年に向けた動きなど、小豆島が全国的に注目される年であると同時に、高校、公立病院、公共交通など島全体を見据えた社会インフラのあり方について方向性を見出すべき重要な年であります。島にとっても小豆島町にとっても新たなまちづくり元年と言える年になるよう積極的な行政運営に努めてまいりたいと思いますので、議員各位の格別のご支援を重ねてお願い申し上げます。

さて、本臨時会は専決処分の報告2件、条例案件1件、補正予算1件の審議をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単でございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午後1時01分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項ではありますが、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書 1 件、教育民生常任委員会の視察研修報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 118 条の規定により、11 番村上久美議員、12 番鍋谷真由美議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第 2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期臨時会の会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日 1 日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について

#### 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 3、報告第 1 号、日程第 4、報告第 2 号専決処分の報告については、相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第 1 号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、町の債権の支払い請求に係る訴えの提起について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

なお、報告第 2 号も同様の案件でございますので、内容につきまして担当室長からあわせて説明させます。

議長（秋長正幸君） 収納対策室長。

収納対策室長（谷部達海君） お手元の上程議案集の 1 ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第1号につきましては、収納対策室から催告によって小豆島町の債権に属する使用料の納付を求める請求を行ったものの、納付を履行せず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官あてに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

上程議案集の2ページをお開きいただきたいと思います。

債務者である■■■■氏につきましては、水道使用料を滞納しているものであり、平成22年12月1日に支払い督促を申し立てておりましたが、同年12月17日付で分割納付に応じる旨の督促異議申し立て■■■■氏より土庄簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行したものでございます。以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当しますので、専決処分を行ったものでございます。

なお、その後■■■■氏から本年1月14日に全額任意弁済を受けましたので、訴訟を取り下げの上、訴訟は終結しておりますことをあわせてご報告いたします。

続きまして、お手元の上程議案集の3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号につきましても、第1号と同様に使用料の納付を求める請求を行ったものの、納付を履行せず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、高知簡易裁判所書記官あてに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申しあげていたものでございます。

上程議案集の4ページをお開きいただきたいと思います。

債務者である■■■■氏につきましては、高知県に転出後も水道をしているものの、水道使用料を滞納しているものであり、平成22年11月26日に支払い督促を申し立てておりましたが、本年1月6日付で分割納付に応じる旨の督促異議申し立てが■■■■氏より高知簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行したものでございます。以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当しますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告申し上げます。

議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号 小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、議案第1号小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第1号小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、さきの12月定例会においてご議決いただきました小豆島町過疎地域自立促進計画に基づく過疎地域自立促進特別事業の実施財源として、過疎対策事業債を原資とした新たな基金を設置しようとするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後1時08分

再開 午後1時18分

議長（秋長正幸君） 再開します。

休憩中に総務建設常任委員会に付託をいたしました議案第1号小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例についてに関し、報告書が提出されておりますので、総務建設常任委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成22年1月17日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

委員会審査報告書。

本委員会は、本日付託された議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．委員会開催年月日。平成23年1月17日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第1号小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例について。

原案どおり可決するべきものと決定した。

議長（秋長正幸君） それでは、議案第1号小豆島町過疎地域自立促進特別事業基金条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第2号 平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、議案第2号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第2号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）で追加補正をお願いいたします額は1億5,375万9千円でございます。

款ごとの補正額は、総務費370万円、民生費802万円、商工費1,500万円、土木費1,912万円、教育費1億791万9千円となっており、あわせて地方債の追加もお願いすることとしております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第2号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の7ページをお開き願います。

今回の補正予算は、大きく分けて2つに分類されます。

まず、第1点目といたしましては、菅内閣がデフレ脱却と景気の自立的回復に向けた道筋を確かなものとしていくため、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策を取りまとめ、対策の第二弾として新成長戦略として実現に向けたステップ2を平成22年10月8日に閣議決定されました。この対策の中で、地域の目線に立った支援の拡充を目指し、地方公共団体がきめ細かなインフラ整備に取り組めるよう昨年度に引き続ききめ細かな交付金が盛り込まれ、国の1次補正予算に計上されたものでございまして、本町では本交付金を活用し、可能な限り地元企業が受注可能となるきめ細かなインフラ整備を実施することで、地域経済の活性化と雇用対策に配慮しつつ、老朽化の著しい公共施設の機能回復に向けた事業に取り組もうとするものでございます。

また、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら十分に光が当てられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援するため、住民生活に光をそそぐ交付金がこちらも国の1次補正予算に計上されたところでございまして、本町では、サン・オリーブの音響反射板整備事業など文化芸術振興対策、消費者に優しいオリーブに関する新たな研究開発事業などオリーブ振興対策、図書館の機能拡充事業などを実施することで、知の地域づくりに取り組もうとするものでございます。

次に、2点目は、議案第1号の基金条例制定の際にもご説明を申し上げましたが、過疎対策事業債をソフト事業へ充当することが可能となったことから、昨年末の議会でご議決を賜った小豆島町過疎地域自立促進計画に計上しております事業で、既に予算措置済みの事業の財源更正を行いますとともに、今後の財源確保を目的としてさきにご議決を賜った過疎地域自立促進特別事業基金への積み立ても計上をさせていただいております。

次に、今回の補正の内容をご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,375万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億6,977万2千円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加でございます。9ページの第2表、地方債補正のように基金積み立てを含む過疎地域自立促進特別事業にかかわります9つの事業債を追加するものでございます。事業の詳細につきましては、後ほど歳出のほうでご説明を申し上げます。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成22年度小豆島町一般会計補正予算(第6号)説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、2項5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金1億622万1千円でございます。これは冒頭にも申し上げました国の1次補正にかかわるきめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金につきまして、国から配分された額をこちらで受け入れしようとするものでございます。

次に、19款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金383万8千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応をいたしております。

次に、21款町債、1項1目総務債、5目教育債、8目商工債につきましては、冒頭で説明申し上げました過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業でございますが、これにかかわる過疎対策事業債を歳出費目に応じてそれぞれ記載しようとするものでございます。以上、歳入の補正額合計は1億5,375万9千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。7ページ、8ページをお開き願います。

2款総務費、1項7目企画費、25節積立金370万円でございます。これは昨年7月から実施しております高齢者運転免許自主返納支援事業に過疎対策事業債を活用するため、570万円を発行することとし、現計予算額分200万円については直接本年度事業に充当するための財源更正を行いまして、残りの370万円を過疎地域自立促進特別事業基金に積み立て、次年度以降における同事業の財源とするものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節備品購入費802万円でございます。これは国の1次補正にかかわる住民生活に光をそそぐ交付金、以降、光をそそぐ交付金と申し上げますが、こちらを活用し、移動式の音響反射板をサン・オリーブ1階の多目的ホールに整備いたしまして、サン・オリーブの利用促進を図ろうとするものでございます。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、25節積立金1千万円でございます。こちらは過疎対策事業債を活用いたしまして、町内の各ゾーンにおいて地域の特性や素材に合わせて周辺環境と調和したビジュアルサイン、看板とか案内板でございますが、そういったものを整備するための財源として過疎地域自立促進特別事業基金に積み立てをするものでございます。

7款1項6目オリーブ振興費、8節報償費から14節使用料及び賃借料までの500万円でございます。こちらは光をそそぐ交付金を活用いたしまして、消費者目線に立ったオリーブに関する確かな情報を提供するため、オリーブオイルの成分分析や劣化試験など実施いたしますとともに、オリーブに親しむ講座を開催するなど、地域の方々に今まで以上にオリーブに接する機会を提供しようとするものでございます。

次に、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費、15節工事請負費1,612万円でございます。これは国の1次補正で措置されたきめ細かな交付金を活用し、町道の舗装修繕等を実施するものでございます。

8款4項1目港湾管理費、15節工事請負費300万円であります。こちらもきめ細かな交付金を活用いたしまして、平成23年度で予定をしておりました三都港神浦地区の胸壁工を前倒して実施しようとするものでございます。

9ページ、10ページをごらんください。

10款教育費、2項1目学校管理費、13節委託料1,596万円でございます。こちらもきめ細かな交付金を活用し、平成23年度で予定をいたしておりました星城、苗羽、両小学校の2次診断を実施し、耐震基準を下回った場合には耐震補強計画と実施設計を前倒して実施しようとするものでございます。なお、耐震工事の実施時期につきましては、2次診断の結果などを勘案し決定いたしたいと考えているところでございます。あわせて、既に予算計上いたしております特別支援補助講師配置事業に500万円の過疎対策事業債を充当するための財源更正を計上いたしております。

10款2項2目教育振興費、18節備品購入費80万円であります。これは光をそそぐ交付金を活用し、町立小学校の学校図書の実充を図ろうとするものでございます。

10款3項1目学校管理費につきましては、既に予算計上いたしております特別支援補助講師配置事業に100万円を、池田中学校耐震診断事業に230万円の過疎対策事業債を充当するための財源更正でございます。

10款3項2目教育振興費につきましては、小学校費と同様に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、町立中学校の学校図書の実充を図ろうとするものでございます。

同じく、10款4項1目幼稚園費、13節委託料315万円であります。こちらもきめ細かな交付金を活用し、平成23年度で予定いたしておりました星城、苗羽、両幼稚園の2次診断を実施し、耐震基準を下回った場合には耐震補強計画を策定しようとするものでございます。なお、耐震工事につきましては2次診断の結果や、小学校の耐震工事の実施時期等を勘案いたしまして計画的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。あわせて、既に予算計上いたしております特別支援補助講師配置事業に570万円の過疎対策事業債を充当するための財源更正を計上いたしております。

10款5項1目小豆島こどもセンター費につきましては、既に予算計上しております特別支援補助講師配置事業に200万円の過疎対策事業債を充当するための財源更正でございます。

10款6項2目公民館費、13節委託料42万円と15節工事請負費525万円であります。これはきめ細かな交付金を活用し、平成23年度で予定いたしておりました福田公民館の空調設備を前倒して更新しようとするものでございます。

次に、10款6項3目図書館費、11節需用費180万円と18節備品購入費1,163万9千円であります。こちらは光をそそぐ交付金を活用いたしまして、図書等購入に加え、インターネットを經由いたしまして蔵書検索が可能となるよう新たなシステムを導入いたしますとともに、施設設備の修繕を実施し、町立図書館の充実を図ろうとするものでございます。

次に、10款6項6目農村環境改善センター費、13節委託料173万3千円と、1枚めくっていただきまして、12ページの一番上、15節工事請負費1,984万5千円であります。こちらはきめ細かな交付金を活用いたしまして、老朽化が著しい農村環境改善センター、イメージセンターの空調設備を更新しようとするものでございます。

次に、10款6項8目芸術振興費、25節積立金1千万円であります。こちらは小豆島の主要産業の一つである石材業に加え、日本で唯一の国指定史跡である石切丁場跡、また100基を超える石彫作品など、石の魅力を全国にアピールすることを目的に、現在計画中でございます石の魅力創造事業の今後の実施するための財源として過疎対策事業債を活用し、過疎地域自立促進特別事業基金に積み立てるものでございます。あわせて、既に予算計上いたしておりますアーティスト・イン・レジデンス事業に200万円の過疎対策事業債を充当するための財源更正を計上いたしております。

最後に、10款7項4目体育施設費、13節委託料178万5千円と15節工事請負費3,473万7千円あります。こちらきめ細かな交付金を活用いたしまして、損傷が著しく使用に際して支障が生じている内海総合運動公園のテニスコート4面を現在のソフトコートからオムニコート、人工芝に砂をまいたコートでございますが、オムニコートに変更整備しようとするものでございます。以上、歳出予算の補正総額は1億5,375万9千円となっております。これで平成22年度一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番森議員。

6番（森 崇君） 済みません、どの項目かはっきりわからんですけど、免許証が1日で切れてしまっておくれたということでは交付金が受けられないとちょっと聞いたんです。きめ細かなとか光をそそぐということ考えたら、多分お年寄りやからいろいろなことがあってそういうふうになったと思うんですけど、その実態と、その新しい交付金のきめ細かなとか光をそそぐということ考えると考えたらいいです。実態はどうなってるか聞きた

いと思います。交付金の。交付金というか免許証の関係の。済んません。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 今回の補正とは直接関係ございませんが、運転免許自主返納につきましては、これまでもこの事業につきましては有効期限内にある運転免許を返納された方を対象にいたしてございまして、過去にも既に免許証の期限が切れた方、この自主返納事業に該当しないかというお問い合わせが数件ございました。そういった中で、1名の方において前日といいますが、実質は誕生日からいけば一月以上たっておりまして、その方についてどうかということで警察とも協議いたしましたが、どうしてもなかなかその自主返納という証明書の交付ができないということで、現在のところは補助対象になっていないというような状況でございます。よろしいでしょうか。

（6番森 崇君「はい」と呼ぶ）

過去に1人免許証の返納をしようと思ったんですが、期限が切れている方については期限の再発行的なことを免許センターまで行っていただいて、やっていただいた方もございますので、そういったところからあくまでも、有効期限内の免許証を自主返納された方ということで取り扱っておりまして、そのあたりどうしても今回の補助対象になり得なかったというふうなところでございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） ほかにご質疑ありませんか。8番安井議員。

8番（安井信之君） 8ページのオリーブ試験研究委託というふうな部分なんですけど、どういうふうなことに、どこへそういうふうな委託をされるのかお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（中塚昭仁君） この委託料につきましては、今現在池田にある香川県の農業試験場小豆分場にオリーブの品種でいう約60種類のオリーブ苗木の栽培をいたしております。また、その中のうちから外国産の輸入されているオイルとの差別化も含めてその島産オリーブオイルの成分分析、今言うその小豆分場に置いてありますうちの中から何種類か取り出して成分分析なりオリーブの劣化試験、これは酸化とか過酸化物質とか言われて、オリーブの新鮮度のそういった試験を含めて行う試験であります。

これは、発酵食品研究所を持っております香川県の産業技術センターのほうに委託をしてそういった化学的な根拠に基づいて試験を行い、またその試験からその成分から、どういう方向なりのその商品開発ということへのまずの取っかかりといいますが、取り組みを行いたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 10ページの図書館費で蔵書検索システム購入、これは購入していつからその検索ができるようになる予定でしょうか。

それと、12ページのテニスコートの大規模改修工事ですけれども、現在の使用状況と、改修することによって利用がふえるのかどうかというところ辺をお尋ねしたいんですが。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

図書館の検索システム、いつからかということなんですが、システムを見ながら可能な限り早目には取り組むつもりでおります。時期がいつとはちょっと明言できませんけど、早目に取りかかる予定です。

それから、テニスコートの使用状況ですが、今中学校のテニス部が結構使っております。劣化もいたしまして非常に危険な状態でもありますし、それから中学校の今テニスのレベルは非常に高い位置にございます。このごろのほとんどの大会がオムニコートでの開催が多なってございますので、できたら練習と大会、同じ条件で取り組んでいけるようにしたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 小学校、中学校の図書購入に関してちょっとお伺いしたいんですが、学校側からしたら安いところで買いたいというふうな話をよく聞くんです。その部分が地元の企業なり店なりを通じてというふうな形で定価で買うというふうな形で、本をたくさん買いたい側からするとちょっと効率が悪いような形になっとなやというふうな話を学校から聞きますが、今回以降もそういうふうな形で店を通しての定価で買うような形をとるのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正で計上させていただいている購入費につきましては、先ほど言われたように、地域の商店を通じての定価で買うことで計上させていただいております。効率は悪いかわからないんですけども、新規で買う本ですので新規の、新しいもので入れたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 聞くところによりますと、ちょっと古いような部分というのは、ネットなりで大分安く売っとる場合があるというふうに聞いております。学校側もできる



だけそういうふうな分をそろえたいというふうなことを聞きますが、今のままでいくと予算の割には本が買えないというふうな、もうちょっと本が買えるような形の方法をとるように検討していったらどうかと思うんですが、その辺はどんなんですか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） おっしゃるとおり、インターネット等で中古の本を調べますと、安価なものはあるかも知れませんが、この辺では手に入れられるものは、そういったものは入っておりませんし、安価なものがそういった本を複数本入れるだけの安価になってないんじゃないかなと考えておりますので、今のところはそういったことを考えておりませんが、今後はそういったこともいろいろ検討してみたいかなければならないのかなとは考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 12ページのところのですね芸術振興費のところ。積立金として1千万円、これは石の魅力事業に充当するというふうなことだろうと思うんですが、この間芸術祭ですとやってきまして、新聞等にも大した小豆島についてはプラスには十分なり得なかったというふうなことも書かれてありましたが、自然の保護と環境保全の問題とあわせてこの石の魅力というものを今後どうこの財源を生かし切ることができるのかというふうに少し疑問に思うわけですが、当然石材関係、地場産業としてもあるんですけども、これを逆手にとった石の魅力をアピールするというところだろうと思うんですけども、それほどまでにですね石の魅力をアピールして観光客なりを引き込んでいくというふうな観光事業として本当に魅力あるものになるんだろうかというふうに疑問にも思うわけですが、そこら辺の町としての、いろんな芸術関係はいろいろパターンはあるかと思うんですが、この石のことについての考え方ですね、そこら辺をどのように位置づけているのか伺いたいというふうに思います。町長に。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 役不足かもしれませんが、私のほうでご対応させていただきます。

まず、石につきましては、先ほど冒頭でもご説明申し上げましたが、石彫という100基を超える石彫もございますし、岩谷地区なんかでは石切丁場跡、石、石材業のもとになったような大坂城残石なんかもございます。そのようなもと等々もございますし、石材業も今福田地区を中心に行われております。そういった中で、今後計画を順次つくっていかうといたしておるところでございます。ですから、今から、それと先ほどのご指摘の点も芸術

祭については余り小豆島にメリットがなかったんじゃないかというご指摘もございますが、よりそういった効果も得られるようなものを今後検討してまいりたいということで基金造成をさせていただいたというようなことでございます。

ですから、石も一つの小豆島の素材であると思っております。今後生かしていくべき一つの大きな素材の一つであろうと思っておりますので、こちらを十分に生かしていきたいと思っております。ですから、石材業のみならず、その石切丁場跡ですね。日本で唯一だと思っております、石切丁場が国指定史跡になっておりますのは。こういった本物をやはりアピールしてまいりたいというふうに思っております。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 石切丁場の指定も受けているというふうなことなんですが、今後ですね今現在あるがままの姿のものを発信していくのか、それとも新たに石の魅力ということでもってですね採掘を考えていくということもあるのかどうなのか、今現在いろんなところでいろんな石彫が配置されておりますけども、その今現在あるがままの姿でアピールしていくのか新たに何かを考えているのか、その点はいかがですか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 当然、今現在石彫100基超えて町内にございますが、やはりアピール不足、PR不足であろうという感が否めないところがございます。ですから、今あるものも当然アピールいたしますし、新たにもう少し大きなランドマーク的な石彫なんかも今後作品としてつくれたらいいかなというふうには思っております。ですから、今あるものを十分に生かして全国にアピールしたいのは基本でございます。それ以外にも当然石彫については、過去2回石彫シンポジウムがございましたが、それに類するようなものもできればやって、ランドマーク的なものをつくるということも検討していきたいと。

あと、当然文化財、石切丁場跡は国指定の文化財でございますので、そちらを改修するわけにはいきませんが、そのあたりに対するアクセス改善であるとかですね、看板なんか説明板、そういったものをやはり整備して、より皆さんに見ていただくというようなそういった視点からの事業なんかも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ですから、これを来年何をやるかというのはまだ決めておりませんが、来年、再来年、また先を見通して本物の石を今後とも発信していくための財源で基金1千万円の積み立てているということでご理解をいただけたらと思っております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。  
これをもちまして平成23年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。  
大変お疲れでございました。

閉会 午後1時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員